

聖 監 第 30 号

令和 6 年 9 月 2 日

聖籠町上下水道事業

聖籠町長 西脇 道夫 様

聖籠町監査委員 小 林 勝 治

聖籠町監査委員 中 村 恵美子

令和 5 年度聖籠町下水道事業の決算に係る審査結果及び意見書の提出について

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により審査に付された令和 5 年度聖籠町下水道事業の決算及び同条第 1 項の書類について、別紙のとおり審査結果及び意見書を提出します。

別紙

令和 5 年度聖籠町下水道事業の決算に係る審査結果及び意見書

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により審査に付された令和 5 年度聖籠町下水道事業の決算に係る事業報告書、決算報告書、財務諸表及び附属明細書（以下「事業報告書等」という。）並びに証書類等について、下記のとおり審査結果及び意見を付する。

記

1 審査の対象 事業報告書等及び証書類等

2 審査の期日 令和 6 年 7 月 22 日（月）

3 審査場所 聖籠町役場監査委員室

4 審査の実施内容

事業報告書等の記載事項が法令に適合し、かつ正確であるか証書類等によって確認するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取する等により審査を実施した。

5 審査の結果

地方公営企業法に基づき、決算に係る事業報告書等の審査を行った結果、当該業報告書等は令和 5 度の財産及び損益の状況を全ての重要な点において法令、規程、会計慣行等に基づき適正に表示しているものと認める。

また、事業に係る経営管理についても、法令に適合し、適正に運営されているものと認める。

なお、以下の事項について意見を付する（金額は単位未満切捨てにより表示）。

(1) 財政の健全化について

令和 5 年度損益計算書によると、結果として純利益は 51,340 千円となっているものの、営業収益 242,849 千円から営業費用 568,167 千円を控除した営業損失が 325,317 千円となっており、この損失を営業外収益として一般会計負担金 223,038 千円、長期前受金戻入 221,310 千円などにより営業損失を補填している状況にある。また、未処理欠損金が減少しているものの、令和 5 年度末で

289,725 千円と多額である。

収支のうち、資本的収支をみると、収入として企業債発行 164,100 千円、一般会計負担金 41,167 千円、出資金 20,000 千円及び受益者負担金 3,484 千円収入合計 228,751 千円。支出としては、汚水柵設置工事費 14,897 千円、流域下水道事業建設負担金 23,086 千円、企業債償還金 429,719 千円等支出合計 474,894 千円となっており、収入から支出を控除すると 246,143 千円の資金不足が生じている。また、令和 5 年度末の企業債未償還残高は 4,488,801 千円と極めて多額となっており、これまでのように計画的に償還できれば特に問題はないが、将来的には設備の更新費用が増大することが予想され財政面での課題は残る。

なお、企業債残高が多額となっているのは下水道整備を一挙に推進したことによるもので、下水道事業を安定的に運営するためには、現状において一般会計負担金や企業債に頼らざるを得ないものと思料される。しかしながら、下水道事業整備推進の時代から将来の維持管理・更新の時代に対応すべく、現状の財政状況に鑑み、引き続き本業である営業利益の増益に努め、一般会計負担金や出資金を減少させる経営に努められたい。

(2) 接続率について

接続率は第 5 次聖籠町総合計画における令和 7 年度（第 5 次聖籠町総合計画の前期最終年度 2025 年度）目標である 91%に対し 91.8%に達しており、前年度対比 1.5 ポイント増加している。しかし、未接続世帯は依然として 416 戸存在する。

未接続世帯に対して実施している個別訪問等による意向調査の結果、水洗化費用の負担が難しいことや現状の浄化槽に不満がない等の理由で接続を考えていない世帯が多いことから、現状を踏まえた上で未接続世帯に対し、更なる啓発活動の実施や制度資金の創設など、更に接続率を高めていく方策を講じられたい。

(3) 経営の健全化について

令和 5 年度における主要経営指標のうち、経常収支比率 106.75%（目標 100%以上、前年度比 2.39 ポイント減）、経費回収率 118.42%（目標 100%以上、前年度比 4.91 ポイント減）、有形固定資産減価償却率 30.90%（低数値ほど良、前年度比 2.06 ポイント増）、管渠老朽化率 0.00%と、現状において特に問題は認められないことから、将来に向け経営基盤の強化、維持管理の効率化等により、引き続き持続可能な下水道事業の実現に努められたい。

以上